

令和3年12月10日

陳 情 文 書 表

産業労働常任委員会

陳情番号	95	付議年月日	3. 11. 12
件名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】</p> <p>貴議会におかれましては、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出するよう陳情します。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>新型コロナの感染拡大から1年半が経過し、東京をはじめ首都圏などで4度目の緊急事態宣言が出されました。厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い討ちをかけ、中小・零細企業を中心に大きな打撃を与えています。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスです。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の改善をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げは重要課題です。</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2021年の改定ではすべてのランクで28円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,041円、神奈川は1,040円、最低の県は820円と、相変わらず221円もの地域間格差があります。2番目に高い神奈川県最低賃金1,040円で1日8時間・1カ月22日働いても月額で18万円にしかならず、ここから税金や社会保険料、水道光熱費を差し引くと、個人が自立して生活することは困難です。そして地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化による地域経済の疲弊は深刻です。これらのことから、全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金の抜本的な引き上げは、地域経済を守るために欠かせない対策だと考えます。</p> <p>全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費には地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで、月額で24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上は必要であるという結果が出されています。</p> <p>そして最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業に単価削減や賃下げが押しつけられないよう、公正取引ルールが実施される指導も必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事は、地域の中小・零細企業の営業改善につながる地域循環型経済の確立を可能にします。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。</p>			